

【アメリカ】連邦下院の議事堂等のトイレ等の使用に関する新方針

共和党のメイス（Nancy Mace）連邦下院議員は、2024 年 11 月に、下院の議事堂及び議員会館において、同院の議員、職員等に、生物学的性別に合致しないトイレ、ロッカー又は更衣室（以下「トイレ等」）の使用を禁じる決議案（H.Res.1579）等を提出した。これらを受け、同党のジョンソン（Mike Johnson）下院議長は、下院議事堂等の「単一の性別用の全てのトイレ等の使用は、該当する生物学的性別の者に限られる」とする声明を出した（2024 年 11 月 20 日下院議長プレスリリース）。報道によれば、同議員はこれが下院の方針であるとし、同議長もこの方針が執行されると述べた。当該声明により目的が達せられたため、上記決議案等は第 118 議会期（2023-24）の終了とともに廃案とされた。当該方針は、2025 年 1 月 3 日に可決された、第 119 議会期（2025-26）に適用される下院規則等を制定する決議（H. Res. 5）には含まれていなかった。しかし、再選されたジョンソン下院議長が、連邦議会議事録に掲載した政策リストに、同議会期の新方針として、「下院規則第 1 条第 3 節の規定に基づく下院議長の一般的な施設管理権に服する議事堂の全ての領域において、単一の性別用の全てのトイレ等の使用は、該当する生物学的性別の者に限られる。衛視長がこれを執行する。」との文言を含めた（171 Cong. Rec. H26 (Jan.3, 2025)）。もっとも、これに続けて、同議長は「各議員事務所には専用のトイレがあり、議事堂内には男女共用トイレが至るところにある」とも指摘した。この方針は、トランスジェンダーであることを明らかにして当選した初の連邦下院議員である民主党のマクブライド（Sarah McBride）議員が念頭にありとされる。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.nbcnews.com/nbc-out/out-politics-and-policy/speaker-mike-johnson-maintains-house-transgender-bathroom-ban-rcna186669>

【アメリカ】出生時の性別に沿ったトイレ使用等を生徒等に義務付けるオハイオ州法の成立

2024 年 11 月 27 日、オハイオ州の K-12（幼稚園年長から高校まで）の学校及び高等教育機関の多く（以下「学校」）において、生物学的性別に沿った個室トイレ、ロッカー室、更衣室又はシャワー室（以下「トイレ等」）の使用を生徒に義務付ける（すなわち、トランスジェンダー等の生徒による性自認に沿ったトイレ等の利用を禁ずる）法律が制定された（SB104, 2025 年 2 月 25 日施行）。主な内容は、①「生物学的性別」とは、個人の心理的な性別等の経験に関係なく、出生時に存在する性染色体、性ホルモン等を含む男性及び女性の生物学的徴候をいう（同州法第 33 編（教育）第 3319.90 条(A)項第 1 号）。②学校は、複数の生徒が同時に利用できるトイレ等を、校舎にあるか、又は学校主催の活動のために学校が使用する施設にあるかを問わず、生物学的性別が男性（女性）の生徒が排他的に利用できるように指定する（同条(B)項第 1 号）。③いずれの学校も、生物学的性別が女性（男性）である生徒に、生物学的性別が男性（女性）である生徒専用のトイレ等を使用させてはならない（同項第 2 号）。④いずれの学校も、男女共用、全ての性別に開放等と指定された多人数用施設（複数の生徒が同時に利用できるトイレ等）を設置等してはならない（同項第 3 号）。ただし、学校が家族用施設（家族用のトイレ又はシャワー室で、1 つのトイレ又はシャワーを備える。）を作ることは妨げない。⑤②～④の禁止は、次の者に適用されない（同条(E)項）。a) 親等の介助を受ける 10 歳未満の子及びその介助する親等、b) 介助される障害者及びその介助する者、c) トイレ等に職務上立ち入る必要のある学校職員、d) 正当な緊急事態への対応と考えトイレ等に立ち入る者等。なお、同様の法律は 15 州で制定されているが、うち 4 州で係争中となっている。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://legiscan.com/OH/bill/SB104/2023>

【EU】グリーン移行に向けた消費者権利強化指令の制定

2024 年 2 月 28 日、新循環経済行動計画の一環として、グリーン移行に向けた消費者権利強化指令（Directive (EU) 2024/825. 全 6 か条及び附則）（以下「2024 年指令」）が制定され、同年 3 月 26 日に施行された。加盟国は、2026 年 3 月 27 日までに、同指令の規定を国内法化しなければならない（第 4 条）。2024 年指令は、不公正取引方法指令（Directive 2005/29/EC）及び消費者権利指令（Directive 2011/83/EU）を改正するもので、主な改正内容は、次のとおりである。

不公正取引方法指令は、商品に関する取引について、「商品の主な特徴」等に関して消費者を誤認させることなどにより、そうでなければ行わなかったであろう取引上の決定を行わせ、又は行わせるおそれがある場合を、不公正取引であるとして禁じている（不公正取引方法指令第 5 条、第 6 条）。2024 年指令は、この「商品の主な特徴」に、環境的特徴（温室効果ガスの排出量等）、社会的特徴（適切な賃金、労働環境の安全性等）及び循環性の側面（商品の耐久性、修理可能性、リサイクル可能性等）を追加した（2024 年指令第 1 条）。また、不公正取引方法指令の附則は、あらゆる状況において不公正とみなされる取引方法を具体的に列挙している。2024 年指令は、当該附則に、消費者の購買意欲を喚起するために、実証できないにもかかわらず「環境に優しい」といったアピールを行うことなど、いわゆる「グリーンウォッシュ」に該当する項目等を追加した（同条）。消費者権利指令に関しては、第 22a 条を新設し、消費者が、商品の耐久性や修理可能性に関する具体的な情報を商品購入前に知ることができるよう、当該情報を統一ラベルとして商品に添付するなどして目立つように表示すること等を事業者に義務付けた（同指令第 2 条）。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/dir/2024/825/oj>

【イギリス】女性主教を優先的に聖職貴族に任命する期限を延長する法律の制定

英国上院には、聖職貴族（Load Spiritual）と呼ばれる 26 名の議員がいる。このうち英国国教会の大主教 2 名と有力教区の主教 3 名は、自動的に就任する資格を有しているが、残りの 21 名分は、空席が生じた際に年功序列に基づき就任することとされている（1878 年主教法第 5 条）。

2014 年 11 月、女性の主教への就任を英国国教会が認めたものの、初の女性聖職貴族の誕生には、年功序列との関係から 7 年以上の歳月が必要な見込みであった。そこで同教会は、女性の聖職貴族が早期に誕生するよう、同条の改正を英国議会に要請した。2015 年 3 月 26 日、2015 年聖職貴族（女性）法（c.18）が制定され、2025 年 5 月 17 日までは優先的に女性主教を聖職貴族に任命することとされ、これまでに女性の聖職貴族が 6 名誕生（うち 1 名は退任）した。

2024 年 7 月 30 日、スターマー（Keir Starmer）労働党政権は、女性の聖職貴族の数を迅速に増加させることを目的として、この期限を更に 5 年間延長するための法律案を上院に提出した。この法律案は、同年 10 月 22 日に上院を、同年 12 月 18 日に下院を通過し、2025 年 1 月 16 日の国王の裁可により、2025 年 2015 年聖職貴族（女性）法延長法（c.1）が制定された。施行日は制定日である（第 2 条第 2 項）。

この法律は、女性主教を優先的に聖職貴族に任命する期限を延長することを内容とする。第 1 条において 2015 年聖職貴族（女性）法第 1 条第 1 項の「この法律が施行された日から起算して 10 年間」という文言を、「2030 年 5 月 18 日の前」という文言に改める。第 2 条は英国全土に適用されること、制定日から施行されること及び略称を定める。 総合調査室・南 亮一

・ <https://bills.parliament.uk/bills/3744>

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/1/contents/enacted>

【イギリス】仲裁制度の利用促進を図るための仲裁法の改正

近年、国際仲裁のシェアの拡大を狙う各国において仲裁法の制定又は改正が行われる一方、イングランド・ウェールズ・北アイルランドにおける仲裁制度を定める 1996 年仲裁法（c.23）は、その制定から四半世紀を超えるにもかかわらず、これまで大幅な見直しはなされていなかった。このため司法省は、2021 年 3 月、法制審議会（Law Commission）に見直しの検討を要請した。同審議会は、2023 年 9 月の最終報告において、1996 年仲裁法は現時点でも有効に機能しており、抜本的な修正は必要なく、関係者からも修正は望まれていないとしたものの、仲裁制度をより良くするための提言を行った。そこで英国政府は、この提言を基に法律案を作成し、2023 年 11 月 21 日に上院に提出したが、2024 年 5 月 30 日の下院の解散により廃案となった。2024 年 7 月 18 日、仲裁による合意が条約等に由来する場合には後述の①が適用されない旨修正した法律案が上院に提出され、同年 11 月 6 日に上院を、2025 年 2 月 11 日に下院を通過し、同月 24 日の国王の裁可により、2025 年仲裁法（c.4）が制定された。

この法律は 18 か条から成り、主要条項は全て 1996 年仲裁法の一部改正である。主な内容は、①仲裁による合意の適用法を当事者が決定すること（第 1 条）、②仲裁人の情報開示義務の明文化（第 2 条）、③仲裁人の免責範囲の拡大（第 3 条・第 4 条）、④仲裁人が即決処理できる権限の導入（第 7 条）、⑤仲裁に関する異議申立ての枠組みの修正（第 10 条～第 12 条）などである。なお、この法律の主要条項は規則により国務大臣が指定した日から施行される（第 17 条第 2 項。規則が未制定のため、2025 年 3 月 11 日現在未施行）。

総合調査室・南 亮一

・ <https://bills.parliament.uk/bills/3733>

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/4/contents/enacted>

【フランス】国立人工知能評価・セキュリティ研究所の設立

2025 年 2 月 10 日及び 11 日、フランス・パリにおいて、「人工知能（AI）アクションサミット（Artificial Intelligence (AI) Action Summit）」が開催された。これに先立ち、同年 1 月 31 日、フランス政府は、「国立人工知能評価・セキュリティ研究所（Institut national pour l'évaluation et la sécurité de l'intelligence artificielle: INESIA）」の設立を発表した。同研究所は、首相直属の国防・安全保障事務総局及び経済・財務・産業及びデジタル主権省の企業総局により管理される。INESIA は、独自の予算や職員を持たず、セキュリティに関わる国の組織（国家情報システム・セキュリティ機構、国立デジタル科学技術調査研究所、国立計量試験研究所、デジタル規制評価拠点等）を連携させる組織として設立される。INESIA の主な活動内容は、①人工知能（以下「AI」）に関する規制を行う機関（特に、製品又はサービスが欧州人工知能法（Regulation (EU) 2024/1689）に合致しているか否かを評価する監督機関）に対する支援、②悪意ある利用の可能性やサイバー攻撃に対するぜい弱性を明らかにするために、先進的な AI のシステムに固有のリスクを特定することを目的とする最先端の研究活動の提供、③AI モデルの製作者（企業、研究チーム等）に各モデルのセキュリティ等を評価するための競争をさせることで、AI モデルのパフォーマンス及び信頼性の評価を行うことである。また、INESIA は、AI の安全性に関する評価手法や基準の検討及び推進を行う「AI セーフティ・インスティテュート（AI Safety Institut）」の国際ネットワークに、フランスを代表して参加する。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://presse.economie.gouv.fr/le-gouvernement-annonce-la-creation-de-linstitut-national-pour-levaluation-et-la-securite-de-lintelligence-artificielle-inesia/>

・ <https://inria.fr/fr/creation-institut-evaluation-securite-intelligence-artificielle>

【ドイツ】妊娠葛藤法の改正

妊娠葛藤法（1992年制定。1995年改正により現在の法律名となる。）は、妊娠に関する問題について葛藤状態にある女性からの相談を受け、助言を行う施設（以下「相談所」）等について規定している。ドイツでは、妊娠中絶は原則として刑罰の対象であるが（刑法典第218条）、同条の構成要件は、一定の場合に該当するときは実現しない（同第218a条）。その場合の一つが、妊婦が施術の3日前までに（相談所等から）助言を受けたことを医師に証明する場合である。

近年、相談所又は中絶施術施設の前で、妊娠中絶反対派が抗議活動を行い、相談者・中絶措置を受ける女性に対し、直接的に働き掛ける事例が多く見られるようになってきている。こうした抗議活動（ドイツでは、「歩道嫌がらせ（Gehsteigbelästigung）」と呼ばれている。）により女性の人格権が侵害されるケースや、女性をサポートする相談所等の職員の業務にも支障をもたらすケースもあったとされる。こうした活動を禁止し、違反者に対し過料を科すこと目的とした妊娠葛藤法の改正案が2024年7月5日、連邦議会で可決され、同年9月27日、連邦参議院は異議を申し立てないことを決定し、同案は、法律として同年11月12日に公布され、翌日施行された。改正により加わった規定の主な内容は次のとおりである。

相談所又は中絶施術施設の入口の領域から100メートル以内での妊娠した女性への妨害行為（物理的な妨害のほか演説などで妊娠に関する決断に圧力を掛けるなどの方法により、建物への立入りを妨害する行為）及び相談所又は中絶施術施設の職員による相談や施術の説明又は実行といった職務執行の妨害を禁止し（第8条及び第13条の改正）、違反者に対し5千ユーロ（約81万5千円）以下の過料を科す（第35条の追加）。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/351/VO.html>

【イタリア】不法投棄に対する国家の不作為を欧州人権条約違反とした判決

2025年1月30日、欧州人権裁判所第I部小法廷は、不法投棄に対するイタリア当局の長期間の不作為が欧州人権条約第2条（生命に対する権利）に違反するとの判決を下した。原告は健康被害を受けた者（死亡の場合、その近親者）41名及び環境保護団体等5団体、被告はイタリアである。当該判決は、イタリア南部カンパーニア州の「炎の[上がる]地（Terra dei Fuochi）」と呼ばれる地域（90のコムーネ（基礎的自治体）から成り、約290万人が居住）に関するものである。この地域では、組織犯罪集団により、私有地への有害廃棄物（hazardous waste）等の不法な投棄及び埋設に加えて、焼却がしばしば行われていたとされる。この不法投棄等により、土壌や地下水が汚染され、住民のがんの罹患率が増加したことなどが確認されている。

欧州人権裁判所は、上記判決で、イタリア当局が、この問題を長期にわたり認識していたにもかかわらず、問題の評価、その継続の防止、影響を受けた者への周知・連絡において、必要とされる配慮及び迅速さをもって深刻な状況に十分に対処することができていなかったと判断し、人権条約違反の訴えを認めた。また、同裁判所は、欧州人権条約第46条（判決の拘束力及び執行）に基づき、イタリアが、判決の確定から2年以内に、「炎の[上がる]地」の状況に対処するための包括的な戦略を策定し、国家当局から独立した監視体制を確立し、公衆に向けて情報を提供するためのプラットフォームを設置しなければならないと判示した。

判決の見直しを求めて、イタリアが欧州人権裁判所大法廷への付託を請求する可能性も報じられているが、2025年3月11日現在、請求は行われていない。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <https://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-241395>

・ <https://hudoc.echr.coe.int/eng-press?i=003-8145389-11413367>

【オランダ】1 歳以上 12 歳未満の未成年者の安楽死の手続に関する大臣令の改正

2024 年 2 月 1 日、重度の先天性疾患等を理由とした後期妊娠中絶及び新生児（1 歳未満の未成年者）の生命終結の手続について定めていた 2015 年制定の司法・治安大臣及び厚生・スポーツ大臣の命令が改正され、1 歳以上 12 歳未満の未成年者の安楽死に関する手続を追加し、命令の題名等も改正した上で（以下「安楽死令」）、施行された。

オランダでは、12 歳以上の未成年者及び成人の安楽死は、別の法律（「要請された生命終結及び自殺ほう助に関する法律」。以下「安楽死法」）で認められている。12 歳未満の未成年者にも安楽死を法的に認めるに当たっては、法律による規制を求める意見も見られたが、政府は、官報（Staatscourant）において、問題の「複雑さ及び繊細さ」等の観点から命令による規制を選択したと説明している。また、12 歳以上の者とは異なり、12 歳未満の未成年者には行為能力がないとされているため、これらの者の安楽死については、安楽死法ではなく、新生児の生命終結について定める命令の枠組みの方が適しているという判断があったとも指摘されている。

安楽死令や検事総長会議の指令（2017A003）などその他の法令で規定する手続は、大要次のとおりである。①未成年者の耐え難い苦痛を回避する他の方法がないと判断した医師は、親の同意を得て、独立した他の医師との相談の上、安楽死を実施する。②その実施について、医師は、評価委員会（厚生・スポーツ大臣及び司法・治安大臣が任命する、刑法専門の法律家 1 人（委員長）、倫理学の専門家 1 人及び医師 4 人によって構成）及び自治体の検視官に報告する。③検視官の報告を受けた検事総長会議が評価委員会の見解を尊重しつつ安楽死の手続の妥当性を審査し、当該医師の刑事責任の免除について判断する。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stcrt-2024-99.html>

【ロシア】未成年者によるガスの吸引防止に向けた法改正

ロシアでは近年、ライターやガスボンベに使用されるガスを鼻から吸引する行為（いわゆるスニッフing。ガスを吸い酸欠状態になることで気分を高揚させる。）が未成年者の間で流行し、社会問題となっている。これを受けて、潜在的に危険なガスを含む家庭用品及びそれに含まれる液化石油ガス（LP ガス）を、アルコール飲料等と同様に未成年者へ販売することを禁ずるため、2024 年 11 月 30 日付の連邦法第 438 号「ロシア連邦の特定の立法の改正について」が制定された。

同法の法案審議において、過去 7 年間で 800 人の未成年者が、嗜好（しこう）目的でガスを吸引したことによって死亡したとの報告がなされた。直近の例としては、シベリア中部の都市クラスノヤルスクで、スプレー缶のガスを吸い込んだ児童が競技場で死亡しているのが発見されており、未成年者におけるスニッフingのまん延が裏付けられている。

今回の法改正によって、販売業者はアルコール飲料等と同様に、「潜在的に危険なガスを含む家庭用品」の購入者の年齢に疑問を抱いた場合は身分証明書の提示を求めること、提示を拒否した場合には販売を拒否することを義務付けられた。また、ロシアの政府機関に対しては、未成年者がそのような製品の広告に触れないようにするための措置を講じることも義務付けられた。なお、同法において、「潜在的に危険なガスを含む家庭用品」の明確な定義は定められておらず、後にロシア連邦政府によって該当する商品のリストが作られる予定となっている。

海外立法情報課・堀田 主

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202411300032>

・ <http://rg.ru/2024/12/05/ballonchik-ne-igrushka.html>

【韓国】国際疾病撲滅基金の廃止

2024 年 12 月 10 日、「国際疾病撲滅基金法廃止法律案」が国会本会議で可決され、同月 31 日に公布された（法律第 20619 号、2025 年 1 月 1 日施行）。これにより、「国際疾病撲滅基金」が 2025 年 1 月 1 日に廃止された。

国際疾病撲滅基金とは、開発途上国の疾病対策の財源に充てるため、2007 年 9 月に韓国で導入された航空券連帯税（国内空港から出国する航空便の航空券に 1 人当たり千ウォン（1 ウォンは約 0.11 円）を上乗せして徴収する負担金）の名称であり、韓国の ODA 予算を補完する役割を担ってきた。当初は「国際貧困撲滅寄与金」の名称で 5 年間の有効期限付きで導入されたが、2012 年 8 月に有効期限が 5 年間延長された後、2016 年 12 月 20 日に「国際疾病撲滅基金法」（法律第 14404 号）が制定され、2017 年 1 月 1 日から名称を国際疾病撲滅基金に改めた上で恒久化された（本誌 No.274, 2017.12, pp.50-63 参照）。

しかし、国際疾病撲滅基金については、以前から国際線利用と、開発途上国の疾病対策に責任を負うこととの関係性が不明瞭であるとの批判があり、国際疾病撲滅基金法案の国会審査においても、両者の関係性を問う声が挙がっていた。

今回の国際疾病撲滅基金の廃止は、国民負担の軽減を目的に政府が進めている負担金の全般的な見直しの一環として行われたものであり、91 の負担金のうち、同基金を含む 18 の負担金が、負担理由が明確でない等の理由により廃止対象となっていた。なお、同基金を所管していた外交部（部は日本の省に相当）は、同基金廃止後も一般会計から予算を確保し、引き続き開発途上国の疾病対策に取り組んでいく意向を示している。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z2Y4N0K9J2R6R1P8O1X3V0V1U0C8Z1

【韓国】学生個別統合支援法の制定

2025 年 1 月 21 日、学業に困難を抱える児童生徒を包括的に支援するための「学生個別統合支援法」が公布された（法律第 20671 号、2026 年 3 月 1 日施行）。これまで、様々な理由から学業に困難を抱える児童生徒への支援はあったが、各支援間の連携不足により、複合的な困難を抱える児童生徒を早期に発見し、支援につなげる体制が十分に整備されていなかった。今回の法制定により、児童生徒一人一人の状況に合わせた包括的な支援体制の構築及び支援の実施に係る法的根拠が整備された。同法は全 5 章（本則 19 か条及び附則 2 か条）から成る。

児童生徒の経済的困難、境界知能（知能指数が、平均的な知能指数と知的障害とされる知能指数の間にあること）、児童虐待等の多様な問題を統合的に解消するための統合支援（第 2 条）に関する事項を審議するため、教育監（選挙で選ばれる広域自治体の教育行政の長）の下に統合支援委員会を設置する（第 5 条）。教育監は、統合支援業務遂行のための支援センターを設置しなければならない（第 8 条）。統合支援の対象者の選定は、児童生徒本人、保護者又は教職員が学校の長に要請する場合と、学校の長が教育監等に要請する場合（学校内での支援が困難な場合）があり、要請を受けた学校の長、教育監等は、大統領令で定める選定基準及び手続により選定する（第 10 条）。学校の長、教育監等は、対象者の状況に応じて経済的支援、学習支援、相談支援等を行うとともに、効果的な統合支援のための支援計画の策定等を行う。なお、統合支援には本人及び保護者の同意が必要である（第 11 条及び第 12 条）。

このほか、教育部（部は日本の省に相当）長官及び教育監は、統合支援の管理のための「統合支援情報システム」を構築し、運営できる（第 17 条）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y2T4Q1D1X2J7W1N9W5K0N2K0F8Z1J8

【中国】都市公共交通条例の制定

中国では、交通渋滞及び大気汚染の緩和、脱炭素の推進等に資するため、2012 年頃から公共交通（バス、軌道交通（鉄道等））を優先的に発展させる政策を進め、その結果、2023 年に公共交通の乗客数は、年間延べ 750 億人を超えている。都市公共交通条例は、関係分野の初の行政法規として、2024 年 10 月 17 日に公布、同年 12 月 1 日に施行された（国務院令第 793 号）。

本条例は全 6 章 55 か条から成る。本条例は、都市の公共交通の質の高い発展、サービス水準の向上、安全の確保、移動に対する公衆の需要の更なる充足等のため制定される（第 1 条）。国は、都市の公共交通の優先的発展の戦略を実施し、公衆が移動手段として公共交通を選択するよう奨励し、導く（第 3 条）。都市の政府は、（管轄内の）都市の公共交通の発展の責任主体であり（第 5 条）、都市の公共交通について、運行を担う企業（以下「企業」）を決定し（第 7 条）、施設の用地を確保し（第 12 条）、必要な経費を支出しなければならない（第 13 条）。企業は、独自のサービスを市場価格で実施することができ（第 15 条）、運行の正確性等を高め（第 21 条）、混雑時に臨時増発等を実施し（第 23 条）、乗客の苦情等に対応しなければならない（第 25 条）、都市の政府の同意なく廃業してはならない（第 27 条）。車両には、基準に従い消火器等の安全設備が配置され（第 30 条）、運転士等の人員は、職務遂行能力等の資質条件を満たし（第 31 条）、乗客は、車内の秩序を守り、軌道交通の運行組織は、乗客等に保安検査を行わなければならない（第 35 条）。車両通行の妨害等の、安全運行を損なう行為を禁止する（第 36 条）。都市の政府は、都市の公共交通の緊急対応能力を強化し（第 38 条）、企業との情報共有体制を整備しなければならない（第 39 条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content_6982321.htm

【中国】古木・名木保護条例の制定

習近平政権では、古木・名木は、貴重な自然遺産であるとともに、中華の伝統文化としての価値を有する「命ある文化財」として重視され、古木・名木の全国一斉調査（2015～2021 年）等の事業が行われてきた。2019 年、森林法の改正（本誌 No.283-2, 2020.5, pp.28-29 参照）で、古木・名木の保護に関する条文が加えられ、これらを踏まえ、2025 年 1 月 25 日、新たな行政法規として古木・名木保護条例が公布、同年 3 月 15 日に施行された（国務院令第 800 号）。

本条例は、全 30 か条から成る。古木とは、樹齢 100 年以上の樹木をいい、木材生産のために人工的に植林されたものは含まれない。名木とは、重要な歴史的、文化的な価値等を有する樹木をいう（第 2 条）。古木については、等級別保護（樹齢 500 年以上を 1 級、300 年以上 500 年未満を 2 級、100 年以上 300 年未満を 3 級とする。）を実施する。名木については、樹齢にかかわらず、一律 1 級として保護する（第 8 条）。国務院全国緑化委員会は、10 年に一度、古木・名木資源の全国一斉調査を実施する（第 9 条）。県級政府の古木・名木主管部門は、関係組織・個人を保護責任者に指定し（第 12 条）、保護責任者に対する指導及び研修を強化しなければならない（第 13 条）。古木・名木について、伐採を禁じ（第 14 条）、原生地での保護を原則とし、例外として定める場合を除き、移植を禁じ（第 15 条）、損傷する行為を禁ずる（第 17 条）。損傷しない範囲で、古木・名木を利用した研究・観光等を行うことができる（第 19 条）。古木・名木が枯死した場合、県級以上の地方政府の主管部門は原因を究明し、必要に応じ保護措置を講じる（第 20 条）。また、本条例に違反し、古木・名木を伐採し、又は移植した場合（第 26 条）、損傷を与えた場合（第 27 条）等の罰則を定める。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202501/content_7001413.htm

【オーストラリア】ディープフェイクで作成された性的画像等に関する処罰規定の新設

豪州では、通常人であれば脅迫、嫌がらせ又は不快であると考えるような方法で電気通信サービス（インターネット、ウェブページ、電子メール等）を使用した場合、処罰（5年以下の拘禁刑）される（刑法典第 474.17 条。以下条名は全て刑法典のもの。）。2018 年の同法典の改正により、上記犯罪を犯し、かつ私的な性的画像等（性的ポーズ又は性的行為を行っている、又はそのように見える 18 歳以上又は 18 歳以上に見える者を描写する画像等）を電気通信サービスを用いて送信・提供・公開・拡散等をした場合の加重処罰規定が追加された（旧第 474.17A 条）。

しかし、これらの規定は、ディープフェイクなどの技術を用いて作成・改変された画像等には必ずしも適用されなかった。そのため、2024 年 9 月 2 日、改変のない画像等と作成・改変された画像等の両方に確実に適用されるようにするため刑法典を改正する法律が制定された（同年 9 月 3 日施行）。主な内容は次のとおりである。

旧第 474.17A 条を削除し、新第 474.17A 条に差し替えた。新第 474.17A 条では、ある者（A）が、18 歳以上又は 18 歳以上に見える別の者（B）の性的ポーズ又は性的行為等を描写した画像等を電気通信サービスを用いて送信し、かつ A は、B が当該画像等の送信に同意していないことを知っている、又は B の同意の有無について無思慮である（reckless）場合には、6 年以下の拘禁刑とされた（第 1 項）。また、送信された画像等が、①改変のないものか、②技術を用いて作成・改変されたものかは問わないとされ、②の例として、人工知能（AI）を含むデジタル技術を用いて編集・作成され、リアルであるが虚偽の人物描写を生成するディープフェイクのような画像等が含まれると注記された（第 2 項）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00078/asmade/text>

【オーストラリア】ドクシングを犯罪化するための刑法典の改正

ドクシング（doxing/doxxing）とは、他人の住所や写真などの個人情報を悪意を持って無断でオンライン上に公開することをいう。豪州では、2024 年 2 月、親パレスチナ活動家がメッセージングアプリ WhatsApp グループ内の約 600 人のユダヤ人作家、学者等の個人情報等を公開したことで、これらの作家・学者等に殺害予告の脅迫等が行われ、大きな社会問題となった。連邦政府は、同年 9 月、国民のプライバシー保護の強化及びドクシングを犯罪化するための法律案を連邦議会に提出し、12 月 10 日、「2024 年プライバシー及びその他の立法改正法」が制定された。同法は全 4 か条及び附則 3 編から成る。附則第 3（同年 12 月 11 日施行）で 1995 年刑法典法が改正され、ドクシングに関する条文（第 474.17C 条及び第 474.17D 条）が追加された。

主な内容は次のとおり。ある者が、①電気通信サービス（インターネット等）を使用し、1 人以上の個人データを利用可能にし、公表し、又はその他の方法で拡散し、かつそれが②通常人であれば個人に対する脅迫又は嫌がらせであるとみなすような行為である場合、6 年以下の拘禁刑が科される（第 474.17C 条第 1 項）。「個人データ」とは、「個人を識別し、連絡し、又は所在を特定できる、個人に関する情報」であり、個人の氏名、写真その他の画像、電話番号、電子メールアドレス、住所等が例示されている（同条第 2 項）。これは、「特定された個人又は合理的に特定可能な個人に関する情報又は意見」として、個人の氏名、住所等のほか人種、政治的意見、性的指向、犯罪歴等を含む、1988 年プライバシー法第 6 条の「個人情報」とは異なる。

また、人種、宗教、性的指向等の属性により区別される集団の構成員へ同様の行為を行った場合、7 年以下の拘禁刑が科される（第 474.17D 条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00128/asmade/text>